

## 「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」（令和4年6月）Q&A

Q1) 発注者指定型として発注された工事では、必ず実施しなければならないのでしょうか。

A1) 発注者指定型として発注された工事では、遠隔臨場の試行を検討してください。その上で実施困難な場合、遠隔臨場を実施することに支障となった理由をもとに、施工計画書を提出する前に受発注者が協議して決定してください。

Q2) 遠隔臨場の効果が期待できる工事とはどのような工事でしょうか。

A2) 以下のような工事が想定されます。

- ・土木工事における段階確認、材料確認、立会及び営繕工事における施工立会い、材料検査を、映像確認できる工種
- ・実施可能な通信環境を確保できる現場
- ・施工現場が遠隔地等であり、施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・立会頻度が多い工事

Q3) 遠隔臨場を試行する場合、土木工事では「段階確認」、「材料確認」、「立会」、営繕工事では「施工立会い」、「材料検査」のすべてを遠隔臨場で実施する必要がありますか。

A3) 全てを実施する必要はありません。

本要領の試行は、土木工事の「段階確認」、「材料確認」、「立会」、営繕工事の「施工立会い」、「材料検査」すべてにおいて遠隔臨場の実施を要求するものではありません。実施予定の項目を施工計画書に記載願います。

また、遠隔臨場では十分な情報を得られなかった場合や、十分な情報が得られないと事前に判断した場合は通常通り臨場による確認等を実施してください。

なお、第三者も交えた立会い等では通常通り臨場による確認を基本としてください。

Q4) スマートフォンでも遠隔臨場はできますか。

A4) 実施することはできます。

スマートフォンでもTV電話やWeb会議システムを用いることにより遠隔臨場を実施することは可能です。その際には、安全に十分に留意願います。また、カメラを手に持って歩きながらの撮影行為は禁止します。

Q5) 発注者側のタブレット端末は用意する必要がありますか。

A5) 発注者指定型において、発注者側の端末を用意する必要はありません。

なお、受注者希望型として試行する場合は契約締結後、監督職員と協議をお願いいたします。

Q6) 遠隔臨場実施の有無によって、工事成績評定の加減点の対象となりますか。

A6) 加減点対象となりません。